

(書式 4 - 2)

後遺症が残らず比較的軽症の場合の交通事故の示談書

示 談 書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と△△△△（以下「乙」という）とは、後記交通事故（以下「本件事故」という）により、乙が受けた人身被害につき、以下のとおり示談する。

第 1 条 甲は乙に対して、本件事故により乙が医療機関に支払った治療費及び慰謝料として、合計金〇〇〇〇円の支払義務のあることを認め、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙名義の銀行口座（〇〇銀行〇〇支店普通預金、口座番号〇〇〇〇）に振込送金して支払う。

第 2 条 甲及び乙は、本件事故で乙が受けた人身被害について、前条規定の金員の支払いにより、当事者間で示談により円満解決したこと及び本示談書に記載したもの以外、甲乙間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

交通事故の表示

日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時ころ
場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地先交差点横断歩道上
態 様	甲運転の普通貨物自動車（大阪〇〇り〇〇〇〇）が左折時に横断中の乙に接触し、乙が負傷したもの

この示談成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持する。

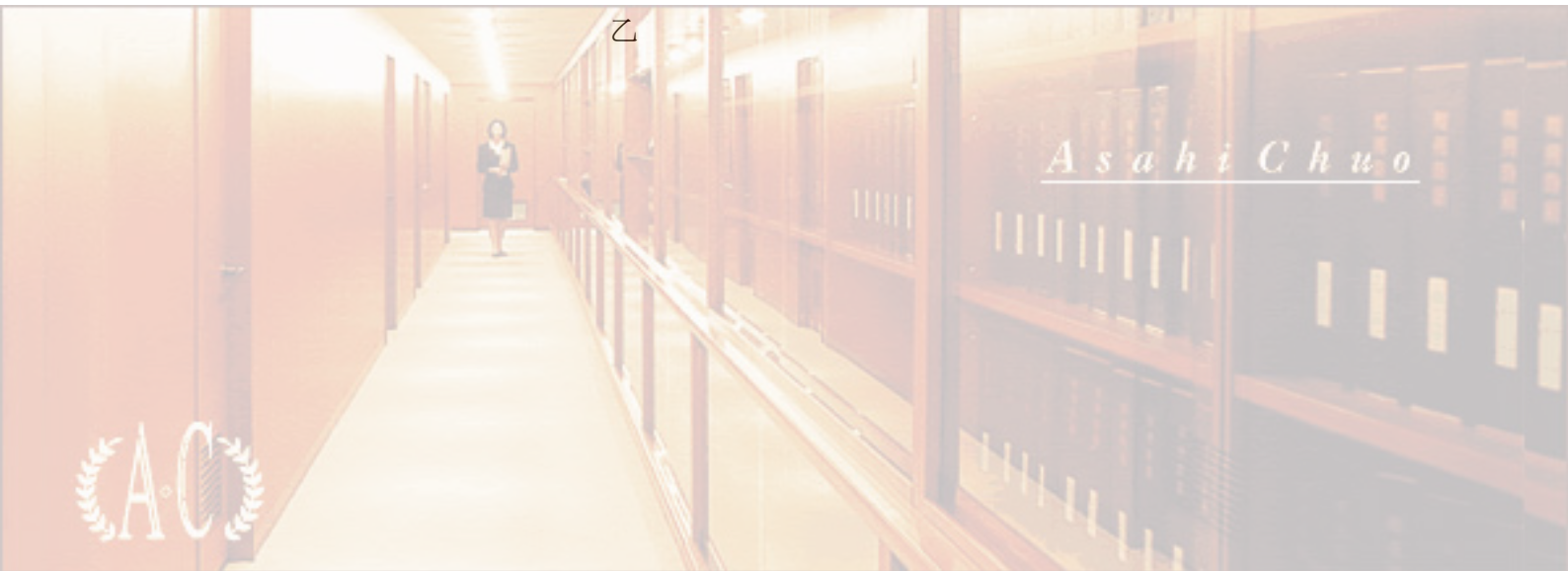
平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解説

(後遺症が残らず比較的軽症の場合の交通事故示談書)

人身事故で被害が軽症で後遺症が問題にならない場合、示談書も、加害者が支払う示談金の額、支払日時及び債権債務のないことの確認ができれば、比較的示談書の条項は少なくとも不都合はない。

なお、示談書に記載したもの以外、加害者に支払義務がないので、被害者は慎重に判断する必要がある。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。

